武豊町地域公共交通会議規約の一部改正新旧対照表

新	旧
（協議結果の取扱い） 第７条　（略） （部会） 第７条の２　交通会議は、必要に応じて部会を設置することができる。 ２　部会は、委員及びその他の者で、会長が必要と認めたものにより組織する。 ３　部会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。 （会計） 第８条　（略）	（協議結果の取扱い） 第７条　（略） （会計） 第８条　（略）